

とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱

26 福保子家第1670号
平成27年5月27日
28 福保子家第338号
平成28年8月4日
29 福保子家第636号
平成29年8月10日
30 福保子家第751号
平成30年9月4日
31 福保子家第669号
令和元年7月30日
2 福保子家第800号
令和2年8月25日
3 福保子家第642号
令和3年7月26日
4 福保子家第731号
令和4年7月11日
4 福保子家第2398号
令和5年2月22日
5 福祉子家第95号
令和5年7月31日
5 福祉子家第1071号
令和5年12月12日
6 福祉子家第1136号
令和6年8月20日
最終改正 7 福祉子家第782号
令和7年7月15日

(目的)

第1 この要綱は、区市町村が行うとうきょうママパパ応援事業に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第2 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」（平成27年5月27日付26福保子家第1628号）に基づいて区市町村が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額

並びに国及び都からの交付金及び補助金の受入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額にそれぞれ第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付して行うものとする。

(交付申請)

第5 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに、別記第1号様式に関係書類を添えて、東京都知事（以下「知事」という。）に提出して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6 知事は、区市町村から提出された交付申請書の内容を審査し、相当と認める場合は、第4の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

(変更申請)

第7 この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、第5に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(概算払)

第8 知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月4日付28福保子家第338号)

この要綱は、平成28年8月4日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年8月10日付29福保子家第636号)

この要綱は、平成29年8月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月4日付30福保子家第751号)

この要綱は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年7月30日付31福保子家第669号)

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年8月25日付2福保子家第800号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年7月26日付3福保子家第642号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月11日付4福保子家第731号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年2月22日4福保子家第2398号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則 (令和5年7月31日5福祉子家第95号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年12月12日5福祉子家第1071号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則 (令和6年8月20日6福祉子家第1136号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年7月15日7福祉子家第782号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別 記

補助条件

1 実施状況報告

区市町村長は、知事から補助事業の遂行に関して報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

2 承認事項

区市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 実績報告

区市町村長は、補助対象事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該交付決定に係る事業の実績について別記第2号様式により、別に定める日までに知事に報告するものとする。

4 補助金の額の確定

知事は3に掲げる実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

5 是正のための措置

知事は、1による実施状況報告及び3による実績報告の審査の結果、この補助条件に適合しないと認めるときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置をとることがある。

6 交付決定の取消し

知事は、区市町村長が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、この規定は、4により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

ウ その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件又は法令の規定等に違反したとき。

7 補助金の返還

ア 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、別に定める期限内にその返還を区市町村長に命ずる。

イ 区市町村長は、4の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、その超過額を知事へ速やかに返還しなければならない。

8 違約加算金

区市町村長は、6に掲げる事由により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、補助金を返還することとなったときは、その返還に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 延滞金

ア 区市町村長は、7のアの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 区市町村長は、7のイの規定に基づき補助金を返還することとなった場合において、知事が納期限を定めて支払を催促したにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、アの規定を準用する。

10 事情変更による届出

区市町村長は、補助金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

知事は、区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合においては、他の同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

12 財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用を増加した価格が単価 50 万円以上の財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

13 財産処分による収入の納付

12 の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、区市町村長に対し、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

14 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

15 関係書類の保管

区市町村長は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

16 仕入控除税額の報告

間接補助事業者から補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部

の納付があった場合には、別記第 3 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

17 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 1 4 1 号）に定めるところによるものとする。

別表

1 区分		2 基準額	3 対象経費	4 補助率
1 必 須 事 業	(1) 利用者支援事業 (こども家庭セ ンター型) *注2	<p>ア 母子保健機能（従来の子育て世代包括支援セ ンター）</p> <p>①保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職 員を専任により配置する場合 1 か所当たり 2,604,600 円</p> <p>②保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職 員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 1,215,800 円</p> <p>③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応す る職員を兼任により配置する場合 1 か所当たり 2,138,300 円</p> <p>④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応す る職員を専任により配置する場合 1 か所当たり 1,682,100 円</p> <p>⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場 合 1 か所当たり 1,672,000 円</p> <p>⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場 合 1 か所当たり 749,500 円</p> <p>※平成 27 年度事業において、1 か所に複数の専任 職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同 様の事業形態を維持している区市町村は、①から ⑥までの基準額によらず、以下の基準額を適用す ることができるものとする。</p> <p>(i) 保健師等専門職員を 2 名配置する場合 1 区市町村当たり 2,498,000 円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員を 3 名以上配置する場 合 1 区市町村当たり 3,563,600 円</p> <p>⑦多言語対応加算 1 か所当たり 134,100 円</p> <p>⑧特別支援対応加算 1 か所当たり 139,300 円</p> <p>※アの「1 か所当たり」とは、こども家庭センタ ーのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人 員配置等の基準を満たす施設・場所 1 か所当たり とする。</p> <p>(令和 8 年度までの経過措置) こども家庭センターの要件を満たしていない 施設であって、こども家庭センターの「母子保健 機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を 満たす施設・場所を設置している場合にはアに掲</p>	事業の実 施に必要 な経費 *注1	1 / 2

	<p>げる基準額を令和8年度まで適用する。</p> <p>イ 開設準備経費（改修費等） こども家庭センター型 1か所当たり 1,279,000円</p> <p>※ただし、令和7年度に支払われたものに限る。また、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。</p>		
(2) 利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	<p>次のアからウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 1か所当たりの妊娠届出受理数700件以上 3,896,000円</p> <p>イ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件以700件未満 2,477,000円</p> <p>ウ 1か所当たりの妊娠届出受理数200件未満 2,059,000円</p> <p>※「1か所当たり」とは、こども家庭センターの母子保健機能に係る窓口（従前の子育て世代包括支援センター）1か所当たりとする。</p> <p>※こども家庭センターを設置していない市町村は、従前の子育て世代包括支援センター1か所当たりとする。</p> <p>※こども家庭センターを設置していない、かつ、従前の子育て世代包括支援センターを設置していない市町村は、1か所とする。</p> <p>※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。</p>	事業の実施に必要な経費 *注1	東京都出産・子育て応援事業の広域連携を活用して妊婦のための支援給付を実施している自治体 10/10
(3) 実施体制の整備	<p>算定単位数に6,300,000円を乗じて得た額</p> <p>※算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から事業実施拠点の数を控除した数とする。（(1)アにおいて、①から⑥までの基準額を適用しない場合の算定単位数は、当該自治体において本事業に従事する専門職の人数から3を控除した数とする。）</p> <p>ただし、算定単位数は、事業実施拠点の数に2を乗じて得た数を上限とする。</p> <p>また、事業実施拠点の数は7を上限とする。 *注3</p>	事業実施にかかる次の経費報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、委託料 *注1 *注4	10/10

	(4) 伴走型相談支援 体制強化事業 (旧バースデー サポート)	<p>ア 事務費 (家事・育児パッケージ配布分) 4,950,000 円 + 送料 2,200 円 × 件数</p> <p>イ 交流会加算 (旧: バースデー交流会) 1 自治体当たり 1,650,000 円</p> <p>ウ 都内転居者への周知等対応加算 対象者一人当たり 3,000 円</p>	事業実施 にかかる 次の経費 *注1 報酬、給 料、報償 費、職員 手当等、 共済費、 旅費、 役務費、 委託料等	10 / 10																
2 任 意 事 業	2-1 産前・産後サポ ート事業 *注5	<p>(1) 相談支援等 1 区市町村当たり、次の表の人口区分当たりの単 価 × 実施月数とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口区分 (人)</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 万人未満</td> <td>85,450</td> </tr> <tr> <td>2 万人以上 5 万人未満</td> <td>132,350</td> </tr> <tr> <td>5 万人以上 10 万人未満</td> <td>254,150</td> </tr> <tr> <td>10 万人以上 30 万人未満</td> <td>527,450</td> </tr> <tr> <td>30 万人以上 70 万人未満</td> <td>680,000</td> </tr> <tr> <td>70 万人以上 150 万人未満</td> <td>1,009,700</td> </tr> <tr> <td>150 万人以上</td> <td>1,390,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出産や子育てに悩む父親に対する支援</p> <p>① 運営費及び研修費 77,400 円 × 実施月数</p> <p>② ピアサポート事業 29,500 円 × 実施月数</p>	人口区分 (人)	単価 (円)	2 万人未満	85,450	2 万人以上 5 万人未満	132,350	5 万人以上 10 万人未満	254,150	10 万人以上 30 万人未満	527,450	30 万人以上 70 万人未満	680,000	70 万人以上 150 万人未満	1,009,700	150 万人以上	1,390,800	事業の実 施に必要な経費 *注1	1 / 2
人口区分 (人)	単価 (円)																			
2 万人未満	85,450																			
2 万人以上 5 万人未満	132,350																			
5 万人以上 10 万人未満	254,150																			
10 万人以上 30 万人未満	527,450																			
30 万人以上 70 万人未満	680,000																			
70 万人以上 150 万人未満	1,009,700																			
150 万人以上	1,390,800																			
	2-2 産後ケア事業 *注5	<p>(1) デイサービス・アウトリーチ型 1 か所当たり 894,000 円 × 実施月数 ※ただし、各事業者における上記の 1 か所あたりの 月額基準額は、以下により算出した額とする。 ア 各事業者における対象経費の実支出額 (平均 月額) を 1,788,000 円で除して得た数値 (小数 点第 2 位を切り上げ) を算出する (ただし、当 該数値が 1 を超える場合は 1 とする。) イ 894,000 円にアにより算出した数値を乗じて 得た額を月額基準額とする。</p> <p>(2) ショートステイ型 1 か所当たり 1,302,850 円 × 実施月数</p>	産後ケア 事業の実 施に必要な経費	1 / 2 ※産後ケ ア事業の 提供数を 増やすこ とを要件 に 10 / 10																

	<p>※ただし、各事業者における上記の1か所あたりの月額基準額は、以下により算出した額とする。</p> <p>ア 各事業者における対象経費の実支出額(平均月額)を2,605,700円で除して得た数値(小数点第2位を切り上げ)を算出する(ただし、当該数値が1を超える場合は1とする。)</p> <p>イ 1,302,850円にアにより算出した数値を乗じて得た額を月額基準額とする。</p> <p>(3) 24時間365日受入体制整備加算 1か所当たり 年額1,471,800円</p> <p>(4) 住民税非課税世帯等に対する利用料減免加算 1回(泊)当たり 2,500円</p> <p>(5) (4)以外の世帯に対する利用料減免加算 1回(泊)当たり 1,250円 (産婦1人当たり乳児1人の出産につき5回(泊)を上限とする。)</p> <p>※(5)について、産後ケア事業で提供される食事代は産婦の自己負担とし、補助対象外とする。</p> <p>(6) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 1人当たり日額 3,500円</p> <p>(7) 兄弟や生後4か月以降の児の受け入れ加算 1か所当たり 月額87,100円</p> <p>(8) 夜間職員配置を2名以上のショートステイ型加算 1か所当たり 月額122,300円</p> <p>※ 午後6時から翌朝の午前8時までには助産師、保健師又は看護師を2名以上配置している場合に加算の対象とすること。</p>		
<p>2-3 妊娠・出産包括支援緊急整備事業 *注5</p>	<p>産後ケア事業分 1区市町村当たり 3,780,000円</p>		<p>10 / 10</p>
<p>2-4 こども家庭センター(旧子育て世代包括支援センター機能部分)開設準備事業 *注5</p>	<p>1区市町村当たり 1,895,500円</p>		<p>1 / 2</p>

<p>2-5 産婦健康診査事業 *注6</p>	<p>(1) 産後ケア事業を実施しない場合 5,000円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)</p> <p>(2) 産後ケア事業を実施する場合 2,500円×実施回数 (対象者1人につき2回を限度とする。)</p>		<p>1 / 2</p>
<p>2-6 家事育児サポーター派遣事業</p>	<p>家事育児サポーター派遣 1世帯当たり1時間2,700円 *利用上限 妊婦・児童1人当たり 一律96時間 (年齢や兄弟の人数問わず)</p>	<p>事業の実施に必要な経費 *注1</p>	<p>10 / 10</p>
<p>2-7 多胎児家庭支援事業</p>	<p>(1) 移動経費補助 1世帯当たり24,000円</p> <p>(2) 多胎児家庭サポーター事業 1世帯当たり1時間2,700円 *利用上限 ①1歳未満 240時間 ②1歳以上2歳未満 180時間 ③2歳以上3歳未満 120時間</p> <p>(3) 多胎ピアサポート事業 1区市町村当たり1月104,100円</p> <p>(4) 多胎妊婦健康診査加算 多胎妊婦一人につき2,500円×5回(上限)</p>	<p>事業実施にかかる次の経費 *注1 (1) 需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料等 (2) 報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、委託料等 (3) 事業の実施に必要な経費 (4) 委託料、負担金補助及交付金、扶助費</p>	<p>(1)、(2)及び(3) 10 / 10 (4) 1 / 2</p>

	2-8 人材育成	1 区市町村当たり 5,460,000 円	事業の実 施に必要な経費 *注1	10/10
--	-------------	-----------------------	------------------------	-------

- *注1 従来より区市町村保健センター等で勤務している保健師等が従事する場合など、人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。
- *注2 「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づく利用者支援事業のこども家庭センター型として実施した場合に補助する。
- *注3 算定単位数の算出における専門職は、月16日以上勤務する者に限る。兼任の場合は、本事業に従事する比率により按分する。
- *注4 国事業の対象経費として人件費を計上する職員は除く。
- *注5 国の「産後ケア事業実施要綱」に基づき実施した場合に補助する。
- *注6 「とうきょうママパパ応援事業実施要綱」に基づく産婦健康診査事業として実施した場合に補助する。